

特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡 と称します。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福岡市に置きます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもに関わる市民のネットワークづくりとNPOの基盤づくりを進め、ともに子どもの諸課題に取り組むことを通して、すべての子どもが尊重される社会の実現を目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、特定非営利活動促進法（以下、「法」といいます。）別表の、次の活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術・文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行います。

- (1) 子どもに関わる課題に取り組む団体・個人のネットワークの構築と協働事業
- (2) 子どもの権利条約の推進事業
- (3) 子どもに関わる活動の推進事業
- (4) 子どもに関わる課題に取り組む団体・個人の支援事業
- (5) 子どもに関わる活動推進のための行政・企業との協働事業
- (6) 子どもとNPOの状況に関する調査研究と社会的提言事業
- (7) 子どもとNPOに関わる情報提供事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって法上の社員とします。

- (1) 正会員 : この法人の目的に賛同し、その運営に参画する個人・団体で、総会における議決権を有するもの
 - (2) 準会員 : この法人の目的に賛同し、その活動に参加する個人・団体で、総会における議決権を有しないもの
 - (3) 支援会員 : この法人の目的に賛同し、その実現のために支援する個人・団体
- 2 会員になろうとするものは、理事会において別に定める年会費を納入しなければなりません。

(入会)

- 第7条 正会員になろうとするものは、入会届を代表理事に提出することによって、正会員になることができます。代表理事は、正当な理由がない限り、入会を拒んではなりません。
- 2 代表理事は、前項のもの入会を認めない場合は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければなりません。
 - 3 前項については、代表理事は理事会に報告し承認を得ることとします。

(正会員の権利又は義務)

- 第8条 正会員は、次に掲げる権利又は義務を有します。
- (1) 総会の議決権を有します。
 - (2) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表など決算に関する書類及び年度の事業計画書、活動予算書並びに総会議事録を受領することができます。
 - (3) 正会員は、定款の条項、この法人の決定及び方針を尊重しなければなりません。

(正会員資格の喪失)

- 第9条 正会員は、以下のいずれかの場合にこの法人の正会員資格を喪失します。
- (1) 退会届を代表理事に提出した場合
 - (2) 正会員が死亡、または正会員である団体が消滅した場合
 - (3) 会費の支払いが2年滞った場合
 - (4) 除名された場合

(退会)

- 第10条 正会員は退会届を代表理事に提出することによって、任意に退会することができます。
- 2 代表理事は、前項の届けがあった場合には、理事会に速やかに報告するものとします。

(除名)

- 第11条 正会員が定款に違反した場合、あるいはこの法人の利益に反した場合、理事会は、理事総数の3分の2以上の賛成をもって除名することができます。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければなりません。

(抛出金品の不返還)

- 第12条 既納の会費及びその他抛出金品は、理由のいかんを問わず返還しません。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人には、次の役員を置きます。
- (1) 理事 10名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事、2名以内を副代表理事とし、必要に応じて常務理事を置くことができます。

(役員を選任)

第 14 条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選出します。

2 代表理事、副代表理事及び常務理事は、理事会において互選により選出します。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理します。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行します。

3 常務理事は、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を統括します。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行します。

5 監事は、法第 18 条各号に掲げる職務を行うほか、同条第 5 号に掲げる職務を行うにあたって、必要と認められるときは、理事会の招集を請求することができます。

(任期)

第 16 条 役員は任期は 2 年とします。ただし再任は妨げません。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長します。

3 補欠のため、または増員により就任した役員は、それぞれ前任者または現任者の任期の残存期間とします。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなりません。

(報酬)

第 17 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができます。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が決めます。

(顧問)

第 18 条 この法人は、役員のほか顧問を置くことができます。

2 顧問は、理事会の推薦により代表理事が委嘱します。

(事務局長及びその他の職員)

第 19 条 この法人に、事務局を設置し、事務局長及びその他の職員を置きます。

2 事務局長は、この法人の実務を執行する責任者として、理事会及び総会の決定事項を実施し、理事会及び総会に報告する義務を負います。

3 事務局長の任免は、理事会がこれを行います。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とします。

(構成)

第 21 条 総会は、この法人の最高意思決定機関であり、正会員をもって構成します。

(総会の権限)

第 22 条 総会は、次の事項について議決します。

- (1) 前年度の事業報告及び活動決算
- (2) 年度の事業計画及び活動予算
- (3) 役員を選任または解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 合併
- (7) その他の重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回、前事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催します。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集します。

2 総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を、少なくとも開催日の 7 日前までに、書面又は電子メールをもって発信しなければなりません。

(定足数)

第 25 条 総会は、書面又は電子メールによる表決者並びに表決委任者を含めて正会員総数の過半数の出席をもって成立するものとします。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、代表理事が指名する理事がこれに当たります。

(議決)

第 27 条 総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(表決権など)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとします。

- 2 やむを得ず総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールにより表決権を行使し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができます。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、議事録を作成し、これを保存しなければなりません。

- 2 議事録には、議長、及び出席した正会員のうちその会議で選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印をします。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成します。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決します。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の運営及び業務の執行に関する報告の承認
- (4) その他、総会の議決を要しない法人の運営及び業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集します。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールを、少なくとも7日前までに発信しなければなりません。

(定足数)

第34条 理事会は、書面又は電子メールによる委任状を含めて、理事総数の過半数の出席をもって成立します。

(議長)

第35条 議長は、代表理事の指名する理事がこれに当たります。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条2項の規定によってあらかじめ通知したものとします。

- 2 理事会の議決は出席した理事の過半数をもって決めます。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによります。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、議事録を作成しこれを保存しなければなりません。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちその会議で選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印をします。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収益

(5) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会で定めます。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行います。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、総会の議決を経なければなりません。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合には、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、必要な費用と収益を執行することができます。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなします。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとします。

第 8 章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第 44 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の賛成を必要とします。

2 法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合は、前項の手続きを経た後に、所轄庁の認証を受けなければなりません。

(解散)

第 45 条 この法人の解散方法については、法第 31 条に従うものとします。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行います。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行います。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行します。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとします。

代表理事	大谷 順子
専務理事	長阿彌 幹生
理事	肥塚 美雪
	宮本 智子
	有島 紀子
	三宅 玲子
	吉田 順子
	稲田 貴則
	稲村 鈴代
	岩戸 喜恵子
	吉柳 佳代子
	鈴宮 寛子
	須本 恭雄
	高宮 由美子
	福井 祐二
	星野 剛
	矢野 茂良
	若林 外志夫
監事	赤塚 和俊

附則

この定款は、
2018年6月17日の通常総会により改訂し
福岡市長の認証を受けた日（2018年8月7日）から施行します。